

狩 猎 者 の 皆 様 へ

出猟の際には、狩猟者必携（令和5年度版）に記載されている注意事項等を再確認し、狩猟時の安全確保に努めてください。

- | | | |
|-----------|-------------------|------------|
| ・脱包の励行 | ・矢先の確認と獲物の確認 | ・細心な銃器の取扱い |
| ・適正な猟犬の管理 | ・適正な「わな」の管理と標識の設置 | |
| ・冷静な行動 | ・目立つ色の帽子、ベストの着用 | |

1 第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟規制の緩和

鹿児島県では、農林業や生態系へ大きな被害を与えていたるイノシシ、ニホンジカ及びヤクシカの捕獲を促進するため、狩猟規制の緩和を行っています。

規制の緩和は、市町村又は島単位に区域を定めていますのでご注意ください。

① 狩猟期間の延長

狩猟期間を11月1日～翌年3月15日に延長しています。

獣類ごとに延長されている区域が異なっていますのでご注意ください。

| 鹿児島県の区域 | |
|---------|---|
| イノシシ | (ただし、西之表市、三島村、十島村、中種子町、南種子町 屋久島町、喜界町、和泊町、知名町及び与論町を除く) |
| ニホンジカ | 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町及び南種子町の区域 |
| ヤクシカ | 屋久島町（口永良部島を除く） |

② くくりわなの規制緩和

・「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」の規制を解除

・「締め付け防止金具の装着」を「締め付け防止機能の装備」に緩和

獣類ごとに緩和されている区域が異なっていますのでご注意ください。

| 鹿児島県の区域 | |
|---------|---|
| イノシシ | (ただし、西之表市、三島村、十島村、中種子町、南種子町 屋久島町、喜界町、知名町、和泊町、与論町を除く) |
| ニホンジカ | 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町及び南種子町の区域 |
| ヤクシカ | 屋久島町（口永良部島を除く） |

2 わなの構造の規制

その他の規制については、狩猟者必携により十分確認してください。

| 獵具 | 狩猟における規制 |
|----------------------------|--|
| とらばさみ | 全面使用禁止 |
| くくりわな (イノシシ・シカ用) | <p>【第二種特定鳥獣管理計画による規制緩和区域以外】</p> <p>①輪の直径が12cmを超えるもの ②締め付け防止金具が装着されていないもの ③よりもどしが装着されていないもの ④ワイヤーの直径が4mm未満であるもの</p> <p>【第二種特定鳥獣管理計画による規制緩和区域】</p> <ul style="list-style-type: none">輪の直径規制を解除、金具の装着を機能の装備に緩和緩和区域は、前記1の②のとおり <p>①締め付け防止機能が備わっていないもの ②よりもどしが装着されていないもの ③ワイヤーの直径が4mm未満であるもの</p> |
| くくりわな (イノシシ・シカ以外の小型獣類用) | <p>①輪の直径が12cmを超えるもの ②締め付け防止金具が装着されていないもの</p> |

3 狩猟者登録証の返納について

交付された狩猟者登録証は狩猟期間が終了した日から起算して30日を経過する日までの間に都道府県知事に返納することが法律で規定されています。

狩猟期間が終了したら、各地域振興局・各支庁（屋久島事務所）に確実に返納してください。

4 狩猟の捕獲報告及び鳥獣生息調査について

狩猟による捕獲報告（登録証の裏面）は、法律で義務付けられています。

捕獲場所（鳥獣保護区等位置図の3ヶタのメッシュ番号）、捕獲した鳥獣名及び捕獲数は正確に記入してください。

狩猟による捕獲報告以外（有害鳥獣捕獲等の許可捕獲）は記入しないでください。

また、狩猟者必携にある「鳥獣生息調査」は、鳥獣の保護管理（狩猟期間の延長や規制の緩和等）を行うために不可欠ですので、ご協力をお願いします。

5 その他

鹿児島県内に生息しているヤマドリは、法律で捕獲が禁止されているコシジロヤマドリであるため捕獲することはできません。